

公民館等施設使用料一覧（H26.4.1～）

○中央公民館

区 分	使 用 時 間 部 屋 名	午前8時30分から	正午から	午後5時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで
鹿屋市中央公民館	集 会 室	1,190円	1,620円	1,950円
	第 1 講 座 室	650円	870円	1,080円
	第 2 講 座 室	650円	870円	1,080円
	第 3 講 座 室	870円	1,080円	1,300円
	調 理 実 習 室	1,080円	1,300円	1,620円
	視 聴 覚 室	870円	1,080円	1,300円
	和 室	870円	1,080円	1,300円
	レクリエーション室	870円	1,080円	1,300円
	工 芸 室	870円	1,080円	1,300円
	ア ト リ エ	650円	870円	1,080円
備考 入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。				

○花岡地区公民館

区分	使用時間 部屋名	午前8時30分から	正午から	午後5時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで
鹿屋市花岡地区公民館	会議室	440円	650円	870円
	学習室	320円	440円	540円
	和室	320円	440円	540円
	調理室	440円	540円	650円
備考 入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。				

○地区学習センター

施設名・部屋名	使用時間	午前8時30分から	正午から	午後5時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで
鹿屋市高須地区 学習センター	集会室	440円	540円	760円
	学習室	320円	440円	540円
	和室	320円	440円	540円
	調理実習室	440円	540円	650円
鹿屋市大始良地区 学習センター	集会室	540円	760円	1,080円
	学習室	320円	440円	540円
	和室	440円	540円	650円
	調理実習室	540円	650円	760円
鹿屋市田崎地区 学習センター	集会室	540円	760円	1,080円
	学習室	320円	440円	540円
	和室	440円	540円	650円

	調理実習室	1 時間当たり 420円		
鹿屋市西原地区 学習センター	集会室	540円	760円	1,080円
	学習室	320円	440円	540円
	和室	440円	540円	650円
	調理実習室	1 時間当たり 420円		
鹿屋市東地区 学習センター	集会室	650円	970円	1,300円
	学習室①	320円	440円	540円
	学習室②	320円	440円	540円
	和室	440円	540円	650円
	調理実習室	540円	650円	760円

備考 鹿屋市東地区学習センターの集会室（以下「集会室」という。）は、2分の1又は3分の1に区切って使用できるものとし、集会室の2分の1の部分の使用料については、使用時間の区分に応じて定める集会室の使用料の額に2分の1を、集会室の3分の1の部分の使用料については、使用時間の区分に応じて定める集会室の使用料の額に3分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。

○鹿屋市高隈地区交流促進センター

1 交流促進センターの施設（屋内運動場及び屋外運動場を除く。）の使用料

施設	使用時間 午前8時30分から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
交流促進室	540円	760円	1,080円
生涯学習室	440円	540円	650円
調理室	440円	540円	650円
備考	入場料又は会費その他これらに類する金銭を徴収する場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。		

2 屋内運動場の使用料

(1) 専用使用

区分		時間	午前8時30分から 午後5時まで1時間につき	午後5時から 午後10時まで1時間につき
		入場料を徴収しない場合	社会体育等に使用するとき	
文化的催物に使用するとき			650 円	870 円
その他の場合			1,080 円	2,160 円
入場料を徴収する場合	社会体育等に使用するとき		650 円	970 円
	文化的催物に使用するとき		1,080 円	2,160 円
	その他の場合		2,700 円	4,320 円

(2) 一部使用

区分	時間	午前8時30分から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
	小・中・高校の児童生徒		1人につき 20 円
一般		1人につき 40 円	1人につき 60 円

3 屋外運動場の使用料

区分	使用料
照明灯を使用する場合	1時間につき 320 円

○コミュニティセンター吾平振興会館

使用時間 部 屋 名	午前	午後	夜間	午前から午 後まで	午後から夜 間まで	全日
	午前 8 時30分 から正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前 8 時30分 から午後 5 時 まで	午後 1 時から 午後10時まで	午前 8 時30分 から午後10時 まで
婦人研修室（和室）	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円
高齢者研修室（和室）	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円
青年研修室	540円	760円	1,080円	1,300円	1,840円	2,160円
大会議室兼視聴覚室	2,160円	3,030円	4,320円	5,190円	7,350円	8,640円
中会議室	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円
小会議室	540円	760円	1,080円	1,300円	1,840円	2,160円
講座室	540円	760円	1,080円	1,300円	1,840円	2,160円
調理室	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円
資料展示室	1,080円	1,520円	2,160円	2,600円	3,680円	4,320円
	一部使用の場合は半額					
図書室兼児童室	会議又は会議に準ずる使用に限る。					
	540円	760円	1,080円	1,300円	1,840円	2,160円
玄関小ホール	540円	760円	1,080円	1,300円	1,840円	2,160円

備考1 入場料を徴収する場合又は商業宣伝その他営利を目的として使用する場合の使用料は、
上表に掲げる使用料に10割を乗じて得た額を加算した額とする。

2 冷暖房装置を使用するときの使用料は、上表に掲げる使用料に、次の数を乗じて得た額
を加算する。

(1) 冷房 40/100

(2) 暖房 20/100

3 前2項に掲げるほか、本表の適用に当たっては別表第1の備考第3項、第4項及び第5
項の規定を準用する。

大ホール施設使用料

区分		使用時間			午前 8 時30分から	正午から	午後 5 時から
					正午まで	午後 5 時まで	午後10時まで
大ホール	専用 使用	入場料を 徴収しな い場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	小中高	(110円)	(110円)	(110円)
				児童生徒	320円	440円	650円
			一般社会人	(320円)	(320円)	(650円)	
				760円	1,080円	2,160円	
		文化的催物に 使用する場 合		2,160円	3,240円	4,320円	
		その他の場合		5,400円	7,560円	10,800円	
	場合	入場料を 徴収する 場合	アマチュアスポーツに 使用する場 合		4,320円	5,400円	8,640円
			文化的催物に使用する場 合		5,400円	10,800円	16,200円
			その他の場合		10,800円	16,200円	27,000円
一部 使用	小中高児童生徒		1人	30円	40円	—	
	一般社会人		1人	40円	60円	110円	
ステージ				650円	870円	1,080円	

※ () 書は、1時間当たり使用料

備考1 1時間当たりをもって使用料を算定する場合においては、同一使用時間帯区分における定額使用料額と比較して、いずれか低いほうを使用料額とする。

2 2以上の使用時間帯区分にわたるときは、第6項に定める場合を除き、それぞれの使用料額を合算する。

3 本市住民以外の使用者が使用する場合の使用料は、上表に掲げる使用料に3割を乗じて得た額を加算した額とする。

4 使用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

5 超過時間は、1時間(1時間に満たない端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、午前中の使用許可の場合は使用料の3分の1その他の場合は

使用料の4分の1を加算する。一部使用の場合は、超過時間1時間当たり小中高児童生徒は20円、その他は30円を加算する。

- 6 入場料を徴収しないが、入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき（会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合、整理料を徴収する場合その他これらに準ずる場合）は、入場料を徴収するとみなして、使用料を徴収する。商業宣伝その他営利等を目的とする催物を行うときも同様とする。これらの場合、ステージについては、上表に掲げる使用料に10割を乗じて得た額を加算する。ただし、会費を徴収する団体であっても自らの健康増進及び教養を高めることを目的とする市民による同好会組織についてはこの限りでない。
- 7 2団体が同時に使用する場合は、それぞれの使用区分に応じ上表に掲げる使用料の2分の1額とする。

○輝北コミュニティセンター

使用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午前8時30分 から午後5時 まで	正午から 午後10時まで	午前8時30分 から午後10時 まで
施設							
大ホール	540円	540円	1,080円	1,080円	1,080円	2,700円	3,240円
生活改善実習室	220円	220円	320円	320円	440円	870円	1,080円
高齢者研修室	220円	220円	320円	320円	440円	870円	1,080円
婦人研修室	220円	220円	320円	320円	440円	870円	1,080円
第1会議室	220円	220円	320円	320円	440円	870円	1,080円
第2会議室 グループ研修室	220円	220円	320円	320円	440円	870円	1,080円
視聴覚室	440円	440円	540円	540円	870円	1,520円	1,950円
農林研究室	110円	110円	160円	160円	220円	440円	540円

青少年研修室	110円	110円	160円	160円	220円	440円	540円
備考	1 入場料、会費その他これらに類する金銭を徴収する場合又は物品展示、販売等営利を目的にする場合は、使用料の50パーセントに相当する額を加算する。 2 冷暖房料金（1時間当たり） ア ホール 540円 イ 高齢者、婦人、第1、第2、視聴覚室 各320円 ウ 農林、青少年、健康相談室 各220円 3 ガス使用料1回につき320円（午前、午後、夜間を各1回とみなす。）						

○百引・市成・高尾・平南校区公民館

部屋	時間	午前8時30分から	正午から	午後5時から	午後7時から
		正午まで	午後5時まで	午後7時まで	午後10時まで
大会議室		540円	540円	1,080円	1,080円
高齢者・婦人研修室		220円	220円	320円	320円
青少年研修室		220円	220円	320円	320円
調理実習室		220円	220円	320円	320円
図書室・小会議室		220円	220円	320円	320円

備考 入場料を徴収する場合又は物品展示、販売等営利を目的にするものの使用料は、倍額とする。

屋外照明施設使用料

区分	1時間以内	1時間を超える場合の加算額
鹿屋市平南校区公民館広場照明施設	650円	30分ごとに320円

○鹿屋市串良公民館・細山田分館・上小原分館使用料（別館大ホールを除く。）

区分	午前8時30分から 正午まで		正午から 午後5時まで		午後5時から 午後10時まで	
	公民館	分館	公民館	分館	公民館	分館
	会議室	530円	310円	630円	430円	950円
会議室を間仕切りした 場合	430円		530円		850円	
生活文化室（和室）	530円	310円	630円	430円	950円	630円
生活文化室を間仕切り した場合	430円		530円		850円	
講座室	310円	210円	430円	310円	750円	430円
生活研修室	750円	430円	850円	530円	1,060円	850円
実験実習室	630円		750円		1,060円	
視聴覚室	530円		630円		950円	
ロビー	530円	310円	630円	430円	950円	630円
その他	310円	210円	430円	310円	750円	430円

備考1 許可時間を延長し、各区分の時間帯を超過した場合の使用料は、超過1時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）につき210円増

2 催事等で入場料（整理料、清掃料等入場料に類似するものを含む。）等を徴収して使用する
場合

（1）入場料等1人100円未満のとき 2倍

（2）入場料等1人100円以上のとき 3倍

3 冷房、暖房を使用する場合 1割増

4 使用者が市外居住者である場合 2倍

分館：細山田分館・上小原分館

鹿屋市串良公民館別館大ホール使用料

区分		使用時間	午前 8 時30分 から正午まで	正午から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後10時まで	午前 8 時30分 から午後 5 時 まで	正午から 午後10時まで	午前 8 時30分 から午後10時 まで
		別館大ホール	入場料を徴収しない場合	平日	4,240円	6,360円	8,480円	10,600円
市の休日	5,300円			7,420円	10,600円	12,800円	18,100円	24,400円
入場料を徴収する場合	平日		8,480円	12,800円	17,000円	21,200円	29,700円	38,200円
	市の休日		10,600円	15,900円	22,300円	27,600円	38,200円	48,800円

備考1 本市住民及び本市に主たる事務所（本部又は本店）を有する団体以外の者が使用する場合は、上表の額に3割を乗じて得た額を加算した額とする。

2 使用時間は、準備及び後かたづけに要する時間を含むものとする。

3 大ホールの基本セットは、館内照明及び拡声器装置一式とする。

4 冷暖房を使用するときは、次の使用料を加算する。

区分	基本料金	1時間当たり
大ホール	2,650円	1,590円

5 入場料を徴収する場合とは、入場料を徴する催し又は入場料を徴収しないで、入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合その他これに準ずる場合）の催し物のことをいう。

陶芸館	区分	素焼き	本焼き
	自主グループ	2,580円	5,150円
	家庭教育学級生涯学習講座	2,060円	4,120円